

NAKANO  
PHOTOGRAPHY

中野フォーラム—2013 MAY—中野公認会計士事務所

## 所長所感

フレッシュパワーの活用を

## 税務相談室

## 損害保険あれこれ その1

## 知りたい！ビジネスマナー

挨拶のマナーのコツ

Topics

税制改正より 日本版ISA

vol.

58



# 所感

## フレッシュパワーの活用を

所長 公認会計士 中野 雄介

安倍政権への期待が大きく膨らんでいます。これまでの政権への失望に対する反動なのでしょうか、経済政策や外交手腕への評価なのでしょうか。マスコミの論調も歓迎ムードで、ネガティブな記事を書いてはいけないような空気すら感じます。このような期待感が春の訪れにも影響したのか、まだ肌寒さが残る中、例年になく桜の開花が早かったようです。

経済情勢に目を転じると、六重苦、七重苦といわれた状況も、株高や円安により一部では解消されつつあります。しかし、世の中全体にその恩恵がいきわたるまでにはまだまだ時間がかかりそうです。とりわけ、多くの中小企業にとっては、必ずしも売上が伸びているわけではなく、利益捻出についても色々な意味で我慢、辛抱した結果であって、長期継続的に安定した経営基盤を確保できるだけの利益をあげている会社は限られています。中小企業の常として、好条件では勝負させてもらえず、春を満喫する余裕などないのが現状かもしれません。

### 「新入社員へのキーワード」

さて、新年度を迎える期待と不安を胸に、新入社員が入社する季節になりました。今年も各社の入社式で、新入社員に向けてトップからメッセージが送られました。メッセージには「高い志」、「知恵、新しい発想」、「失敗を恐れずにチャレンジ」、「変化への対応」などのキーワードが多用され

たようです。新入社員が戦力になるには、時間を要しますが、今の時代は一日でも早く一人前になることが要求されています。そのためには、まず、社会人としての心構えや会社の方針、やり方を早く身につけることです。その上で、「高い志」をもって「新しい発想」で「失敗を恐れずチャレンジ」して「変化に対応」していくべき、必ずや無限の可能性を大きく開花させることができるでしょう。そして希望とやる気に満ちた新入社員が会社に新しい風を吹き込み、刺激を与えてくれることでしょう。

### 「ベテランの意識改革」

これらのキーワードはなにも新入社員や若者だけに向けられる言葉ではありません。むしろ、中堅社員や中高年にあって必要な言葉ではないかと思います。社会人としての先輩である中高年は、今まで培ってきた経験や蓄積してきた知識により諸事を無難にこなしていく能力は明らかに高いと思います。しかし、新入社員や若者に比べて「高い志」をもって「新しい発想」で「失敗を恐れずチャレンジ」して「変化に対応」しているのかといわれると、疑問符が付いてしまいます。

若者の斬新で突拍子もない発想を荒唐無稽、未熟と一蹴して自己保身に走るのではなく、中高年が若者に真剣勝負で挑んで欲しいと思います。真剣勝負といっても若者と同じことを

やれといっているのではありません。それぞれが、それぞれの立場、役割、特長を十分認識してその役割に対して真摯であれという意味です。

### 「人財の調和」

確かに、新入社員向けに使われるキーワードは、理由は兎も角、年を取るにつれて減退していくものかもしれません。しかし、抽象的で散漫な先述のキーワードをコーディネートするのは中高年の方が長けています。若者の「高い志」や「新しい発想」と真摯に向き合い、若者とともに失敗を恐れず変化に対応するために、卓越した経験や知識をもってチャレンジし、新時代を切り開き具現化するのが中高年の役目です。

お互いの足りないところを補いながら、あるいは、相手のいいところを利用しながら相乗効果を生み出し、個の力を集団の力へと変換しなければ組織の意味がありません。その統合の原動力や責任はやはり中高年にあるといえます。

春は人事異動の季節です。新入社員や新メンバーの新しい発想を上手に取り込み、やる気や情熱を組織の中に伝播させることによってメンバー一人ひとりの心に火がつき、化学反応が起これば、変化への対応力も高まるでしょう。中堅社員も新入社員もそれぞれの役割を認識し、刺激を与えていながら大きく変化する時代とともに乗り越えていきましょう。

# 税務相談室



今年度の税制改正では、相続税について大幅な改正があつたようですが、そのポイントを教えてください。

今年度の税制改正は、自公政権が復活したこともあり、かなり大規模なものとなりました。特に資産税分野では、平成23年改正案以来の積み残しをほぼ実現した格好です。その後は、相続税の改正ポイントは次のとおりです。

## ①遺産に係る基礎控除額の縮減

(現行の60%、増税)

## ②相続税率の見直し

(最高税率50%から55%へ引上げ、増税)

## ③小規模宅地の評価減の適用面積の拡大

(一定の居住用宅地等について最大240m<sup>2</sup>から330m<sup>2</sup>へ、減税)

**特定事業用、特定同族会社事業用は別枠で400m<sup>2</sup>まで評価減可能**

## ④相続税の未成年者控除・障害者控除の控除額の引上げ

(年6万円から年10万円へ、減税)

上記①～④の項目は、全て平成27年1月1日以後開始の相続から適用されます。これをまとめると、①及び②による増税を③で少し緩和したといえます。(④の減税は相続人が限定されます。)

なお、③の減税効果は意外に小さく、大方のケースでかなりの増税となることを、以下簡単な設例により説明します。

### [設例]

相続財産	自宅土地 金融資産 生命保険金	坪単価70万円×100坪=70,000千円 40,000千円 30,000千円	※自宅土地は、特定居住用 宅地等の諸要件を満たし、 評価減ができるものとします。
相続人	配偶者と子2名の計3名		(千円)
		現行の相続税	改正後の相続税
自宅土地		70,000	70,000
金融資産		40,000	40,000
生命保険		30,000	30,000
相続財産合計		140,000	140,000
遺産に係る基礎控除		△80,000(注1)	△48,000(注1)
生命保険の非課税		△15,000	△15,000
小規模宅地の評価減		△40,320(注2)	△56,000(注2)
差引課税財産		4,680	21,000
相続税の総額		468	2,125
配偶者の税額軽減		△234	△1,062
差引相続税額		234	1,063[4.5倍]

(注1) 遺産に係る基礎控除は、現行は「50,000千円+10,000千円×3人(相続人の数)」、改正後は「30,000千円+6,000千円×3人」です。

(注2) 小規模宅地の評価減は、現行は「240m<sup>2</sup>(=72坪)まで」が、改正後は「330m<sup>2</sup>(100坪)まで」に拡大されました。

### (1) 相続税は他人事ではなくなった

左記の【設例】では、改正後の相続税は現行の4.5倍になります。これは、小規模宅地の評価減の拡大による減税効果に比べ、基礎控除額の縮減による増税がはるかに大きいことを示しています。さらに、この【設例】に比べ財産額が少なく、改正前は相続税の申告が必要なかった相続についても、申告が必要または納税が発生するケースが増えると予想されます。

また、基礎控除は申告要件がなく無条件に控除できますが、小規模宅地の評価減は申告要件があることにもご注意ください。このため、評価減した結果が納税ゼロでも申告は必要というケースもかなり増えると思われます。ここで、【設例】の坪単価70万円(21.2万円/m<sup>2</sup>)という水準は、京都市内ではかなり利便性の高い、中心部に近い住宅地の地価に相当します。

ちなみに、小規模宅地の評価減の拡大効果が基礎控除額の縮減を上回る地価水準は、自宅土地の坪単価が150万円(45.4万円/m<sup>2</sup>)以上で、かつ100坪フルに控除できるケースに限られます。京都市の地価水準では、まずありえないといえます。

### (2) 相続税を試算する

今回の相続税の改正は、最高税率の引上げ(遺産6億円超が対象)が大きく取り上げられており、一部の資産家のみに影響があるといった誤解があるようです。しかし実は、資産規模の小さい相続にこそ影響が大きいということを認識すべきです。財務省は、この改正により相続税の納税義務者が1.5倍程に増えると試算していますが、都市部ではこの倍率がもっと大きくなると予想されます。

相続は遅かれ早かれ誰にも起こります。一度相続税の試算をされることをお勧めします。

資産税チーム 税理士 中村 洋平

## 損害保険あれこれ その1

引受保険会社 東京海上日動保険(株) 保険代理店 (株)清貴 廣瀬 康夫 電話:075-431-4395

日常生活や企業活動に潜む諸々のリスクに備えるため、多種多様の保険があります。1回目は「地震保険」についてお話しします。地震保険は、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊等の損害を補償するため、政府と損害保険会社が法律に基づいて運営する保険です。保険の対象その他注意点は次のとおりです。

項目	内容
保険の対象	居住専用建物 ○
	併用住宅 ○
	上記建物内の家財 ○
	店舗専用建物 ×
	事務所専用建物 ×
	営業用什器備品、商品 ×
申込方法	火災保険とセット ○ ※火災保険の契約期間の途中でセットすることもできます。
	地震保険のみ ×
地震保険 金額	①火災保険金額の30%～50% ②建物の上限=5千万円 ③家財の上限=1千万円 ※②③は同一敷地内かつ 同一被保険者(家財の場合はその世帯)ごとの上限額です。
受取保険金	①一部損 地震保険金額 × 5% ②半損 ツ × 50% ③全損 ツ × 100% ※支払われる保険金は時価に対する①～③の各割合を限度とします。
保険料の 割引制度	住宅の免震・耐震性能に応じて、地震保険料率に 10%・20%・30%のいずれか一つの割引が適用されます。

地震保険料は、政府の地震調査研究推進本部の資料を基に算出され、地震発生確率の高低により料率が異なります。木造建物の場合、地震保険金額100万円あたり滋賀県・京都府・奈良県で年間1,270円、大阪府で1,880円です。(H25年3月27日付報道によると、同推進本部の危険予測見直しを受けて、損保各社は将来的に保険料を平均15.5%引き上げ、一方、免震建築物割引等の一部の割引率は最大50%まで引き上げられる見通しです。)

地震発生時、火災リスクはついて廻ります。そんな時、通常の火災保険だけでは補償されません。万一の時に備え、是非ご検討ください。なお、ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合は、代理店までお問い合わせください。

※文中数値及び一部表現は、東京海上日動保険(株)作成の「地震保険は、必要保険です」(平成24年4月改訂版)を参考とした。

募集文書番号 I3-T-00459 作成年月 2013年4月

### 知って おきたい! ビジネス マナー

株式会社 ウィズネス  
人材教育コンサルタント 本田 姫世

第1回  
挨拶のマナーのコツ

「ありがとうございます」「お先に」「お疲れさまです」など、ささやかではあるのですが、ちょっとした挨拶をしてもらうと私たちは心嬉しいになります。日頃何気なくしている挨拶を皆さんはどういうなさっていますか? 挨拶は、コミュニケーションのスタートです。その始まりが良好でなければその後の仕事にも影響が出てきます。相手の心をとらえる爽やかな挨拶をして、より良い印象を相手にアピールしましょう。そのための表現のコツは、挨拶の言葉の中に込められています。下記のポイントを実践して豊かな人間関係を築きましょう!

ア

明るい声のトーンで  
アイコンタクトをとる

挨拶言葉は全て  
相手の顔にプレゼ  
ントする

イ

いつも笑顔で

挨拶言葉の後に笑  
顔の口もと(イ)を  
つくるイメージ

サ

先に

積極的に自分から  
声をかける

ツ

続けて一言

状況に応じたプラス  
αの一言を添えてあ  
なたの思いを伝える

「人材」から「人財」へ! 本当に大切なことのみを伝え、  
人材教育をとおして日本を元気にすることが弊社の願いです!

# 民法改正案



現行の民法は、制定後110年以上経過し、社会情勢の大きな変化により、規定されている内容も現在の社会情勢にそぐわなくなってきた点もあることから、法制審議会民法部会において、民法の抜本的な改正作業が進められています。

そこで、今回は、その改正案の中から「法定利率」、「保証人」、「消滅時効」について簡単に説明してみたいと思います。

## 法定利率の変動制

お金の貸し借りを行った場合、利息は、貸主と借主が定めた利率になりますが、利率を定めていない場合は法定利率（5%、但し、商事法定利率は6%）が適用されます。法定利率は「固定制」となっていますが、預金金利が5～6%もあった時代はともかく、現在のような低金利の状況ではかなり高い利率に感じられます。

そこで、改正民法の中間試案では、法定利率を3%に引き下げるとともに市場金利に連動させ、1年ごとに0.5%刻みの「変動制」にすることが検討されています。

## 保証人の保護

お金の貸し借りを行った場合、債務者が弁済できなくなったときに備え保証人をたてるケースがあります。債務者や身近な人から頼まれ、内容を充分に理解しないまま保証契約を締結し、債務者の支払不能により、保証人が支払を請求され、破産や自殺に追い込まれるというような事件も発生していました。

そこで、改正民法の中間試案では、保証人になれる人、なれない人についての規制を設けたり、保証人に対し、保証契約締結時に保証契約の内容及び債務者の支払能力に関する説明を義務化したり、また、保証人の弁済能力を超えた保証を禁止する等、保証人を保護することが検討されています。

## 消滅時効の期間短縮

消滅時効とは、一般的には時効と言われているもので、権利の不行使が一定期間経過すると、その権利が消滅することです。時効期間は債権の種類に応じて10年、5年、3年、2年、1年等となっていますが、改正民法の中間試案では、5年を軸に期間を統一することが検討されています。

司法書士 森上 政人



## 祭歳時記

京都の五月は葵祭、葵祭は京都三大祭（葵祭、祇園祭、時代祭）の中でも最古の祭りである。葵祭は欽明天皇の時代（六世紀）、日本全国が風水害に見舞われ国民の窮状が甚だしかったため、勅命（天皇が下される命令）により占い師に占わせたところ、賀茂大神の祟りであると奏したことにより、盛大に祭を行わしめたことが起こりとされる。他の二つの祭は「民」が起こりとされるのに対し、葵祭は「官」が起こりであるという点で大きく異なる。

葵祭は正式には「賀茂祭」という。祭儀に関わる全ての人達、社殿の御簾・牛車に至るまで二葉葵を桂の小枝に挿し飾ることから、広く一般には「葵祭」として知られている。

現行の葵祭は大別して「宮中の儀」「路頭の儀」、「社頭の儀」の三つから成る。宮中の儀は、京都御所に於いて古くは天皇陛下が出御になり「勅使発遣の儀」が行われていたが、現行は奉行により行列の列見が行われる儀式である。路頭の儀はご存知のとおり、御所を進発した總勢五百余名長さ八百メートルに及ぶ行列が市中を巡行する儀式である。そして社頭の儀は、上賀茂・下鴨両社に行列が到着した後に行われる儀式である。一般的には華やかな路頭の儀がクローズアップされるが、祭りの中心は社頭の儀といえる。

平安の頃、人々は「葵」のことを「あふひ」と言っていた。「ひ」は「神靈」を意味し、「あふ」は「会う」である。葵とは「会う神」であり、また「会う日」である。小さな葵が縁を結ぶと言われる由縁である。

出典】「賀茂祭／葵祭」「賀茂別雷神社／上賀茂神社」賀茂別雷神社

こいのぼり

# 消費税還元セール禁止

今から35年前の昭和53年（1978年）、大平内閣のとき「赤字国債の急増、高齢化社会、サラリーマン重税感」などを背景に、税率5%の「一般消費税案」が検討されましたが、翌昭和54年の衆議院選挙で自民党は惨敗したため導入に至らず、それから7年後の昭和61年（1986年）、中曾根内閣のとき「売上税案」が浮上しました。

しかし、「大型間接税と称するものをやる考えはない。」とした公約に違反すると猛反対を受け、またもや成立しませんでした。

そして平成元年（1989年）、竹下内閣のとき「所得・消費・資産の間で均衡の取れた、安定的な税制の必要性」から消費税が導入されました。当時の消費税の税率は忘れもしない3%、そして8年後の平成9年（1997年）、5%（消費税4%+地方消費税1%）にアップしました。今回の消費税還元セール禁止（消費税の

円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を背害する行為の是正等に関する特別措置法）には、来年4月の消費税率アップ（5%→8%）を前に、「1997年以降、大手スーパーなどは消費税を顧客からもらわなかのように宣伝するく消費税分還元セール」を展開した。消費税の還元分をひねり出すため、商品の納入業者に値下げを求めかねない。一般的のセールは規制できないため、法令違反となる例は指針などで示す。（日経新聞3月13日）という経緯があります。

今や日本の一般会計分税収に占める消費税の割合は、法人税31%に次ぐ24%にまで拡大しました（平成23年度租税及び印紙収入決算額調 財務省）。消費税は文字どおり消費者が負担する税金、清く正しく負担する税金を國も清く正しく使っていただきたい。

五月晴

## What does “katakanago” mean?

「カタカナ語」を使うと物知りに見られるような気がするのは私だけ？ やたらカタカナ語を使われると「日本語を使え！」と言いたくなりますが、今や標準語になっている「コンプライアンス」や「ガバナンス」にそっぽを向くわけにもいきません。そこで今回は、新聞や雑誌、ニュースなどで見かけるカタカナ語の中から少しおさらいしましょう。

つつじ

### ①イノベーション

社会を大きく変える超革新的なもの

#### 使用例

発想の転換による新たな市場ニーズの創出など、様々な形でイノベーション創出に挑戦している企業が数多く存在します。

技術革新、経営手法やビジネスモデルなどの革新の意味。ビジネスに限らず、社会を大きく変えるほど革新的な物事を指します。

### ②コンセンサス

事前に根回しをして得ておくもの

#### 使用例

様々に変化する社会情勢や住民ニーズの中で、地方行政施策の推進には住民や職員のコンセンサスを得ることが大切です。

大勢の人間の合意、意見の一致という意味。日本社会では本番の前に賛同を得ておく、いわゆる「根回し」ということばがありますが、「根回し」には裏取引のような悪い印象があるため、最近ではコンセンサスということばがよく使われます。

### ③コミット

関わること

#### 使用例

日本が米国からの自動車輸出や保険部門に関して完全にコミットすると十分に確約していないことを依然懸念している。

責任をもって関わるという意味。名詞のコミットメントには、約束や義務などの意味があり、日産自動車のカルロス・ゴーン社長が、経営再建計画を説明する際によく使いました。ゴーン社長はそれより狭義の「必達目標」という意味合いで用いたようです。

[出典] すっきりわかる！超訳「カタカナ語」事典 造事務所 編著



## 税制改正より 日本版 ISA

上場株式等の配当・売却益に対する税金は現在10%（所得税7%、住民税3%）ですが、平成26年1月から20%（所得税15%、住民税5%）になります。

その代わり、「非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置」（日本版ISA制度）が始まります。

### 日本版 ISA の概要

非課税対象	上場株式、公募株式投資信託の配当・分配金・譲渡益
非課税投資額	年100万円を限度
非課税運用期間	1口座当たり5年間
開設資格者	その年の1月1日において20歳以上の（＊）居住者 （＊）居住者＝日本に住んでいる人
非課税口座開設期間	平成26年1月1日～平成35年12月31日

非課税口座は5年間有効です。この制度をフルに活用すると、5年目から投資額500万円（＝100万円×5）の運用益が5年間非課税になります。

### 非課税投資額

非課税投資額年100万円は口座残高ではなく、有価証券購入額で計算します。従って、少額でも売買を繰り返すと、すぐに100万円枠を使ってしまうので要注意です。

#### 具体例

（同一年でA社株式） 買 30万円 → 売 45万円 → 買 35万円

この場合、買の30万円+35万円＝65万円を適用したことになります。

有価証券購入額には新規に購入した株式等のほか、他の期限切れの非課税口座から移管した株式等も含まれます。移管した場合の適用額は、当初の購入額ではなく移管時の時価となります。

### 売却損が生じた場合

売却益は上限なしに非課税となります。逆に売却損が出てもその売却損はないものとして取扱われます。従って、非課税口座の株式等から生じた売却損は、他の上場株式等から生じた売却益や配当との損益通算、翌年以降の損失繰越はできません。

資産税チーム 足立 陽一

### 市場創造—文化開発のプロセス



製品開発論が専門で各地の企業を調査した著者が、製品開発で見落とされがちな側面について論じるビジネス書である。

## 「新しい市場のつくりかた」

三宅秀道著 東洋経済新報社

### 開発を阻害するもの

著者は、新しい市場をつくるためには、生活習慣やライフスタイルを変革する新しい文化の創造が必要であるという。基本的な製品開発のプロセスは4つのフェーズがあり、必ずしも自社すべてのハンドルを越える必要はないが、社会的にはどこかでクリアしておかなければならぬものである。果たして自社商品について、これくらいい视野を広げて価値創造を考えているか、疑問を投げかけている。

#### 新しい市場をつくるまでの4つのハードル

- 問題開発—人間の幸福につながるような問題の発明
- 技術開発—独自技術は必ずしも不要。今ある技術で解決
- 環境開発—社会的に利用されるためのインフラ整備
- 認知開発—問題に対する欲求の普及・認知

本書は、ウォシェレットの開発や、ある中小企業がプールで水泳帽を開発を阻害する要因として組織風土を指摘する。製品開発に一番の前提となる資源は、技術でも資金でもなく、未確定の世界に挑戦する心の勇気。思い切って「新チームのメンバーを選抜して新しい場をつくり、しがらみのないところでゼロから組織を立ち上げて、問題を解決する」ことも一法であるという。

本書は、ウォシェレットの開発や、ある中小企業がプールで水泳帽を開発を阻害する要因として組織風土を指摘する。製品開発に一番の前提となる資源は、技術でも資金でもなく、未確定の世界に挑戦する心の勇気。思い切って「新チームのメンバーを選抜して新しい場をつくり、しがらみのないところでゼロから組織を立ち上げて、問題を解決する」ことも一法であるという。

本書は、ウォシェレットの開発や、ある中小企業がプールで水泳帽を開発を阻害する要因として組織風土を指摘する。製品開発に一番の前提となる資源は、技術でも資金でもなく、未確定の世界に挑戦する心の勇気。思い切って「新チームのメンバーを選抜して新しい場をつくり、しがらみのないところでゼロから組織を立ち上げて、問題を解決する」ことを論じている。ビジネスのみならず、幅広い分野に示唆を与える一冊である。

いち初

## 一寸一言

海外移住先として日本人には、人気の高かった「香港」は、都市機能が凝縮され、日本からは直行使が就航しており、アクセスがしやすい。また、医療水準が高く、英語での生活が可能。所得税率は最高でも17%、相続税・贈与税はなく、日本でいう住民税や消費税もないことが緊迫化しているため、最近は「シンガポール」に人が移り、京都の中企業の方も移住されていると聞く。シンガポールも相続税・贈与税がゼロ、さらに資産の運用益に対するキャピタルゲイン課税もゼロと、税制面の恩典が大きな魅力になっている。地理的に豪州やカナダに比べて近く、先進国として他のアジア諸国に比べインフラ整備もされている。金融立国で個人情報の保持が厳格という一面



(花子)

## 住みたい国

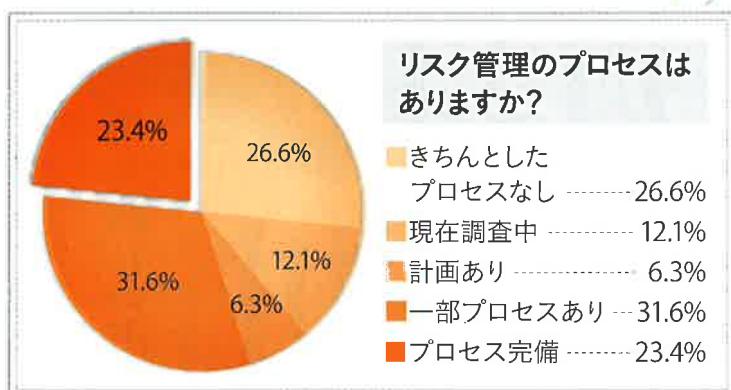
尖閣諸島問題で日中関係が緊迫化しているため、最近は「シンガポール」に人が移り、京都の中企業の方も移住されていると聞く。シンガポールも相続税・贈与税がゼロ、さらに資産の運用益に対するキャピタルゲイン課税もゼロと、税制面の恩典が大きな魅力になっている。地理的に豪州やカナダに比べて近く、先進国として他のアジア諸国に比べインフラ整備もされている。金融立国で個人情報の保持が厳格という一面

の水準は高く、治安が良い。言葉は英語が使えれば問題なく、食に困ることもない。

日本では、相続税の最高税率の引き上げ、社会保障や税の徴収を番号で管理するマイナンバー制度の利用開始が2015年1月に予定され、富裕層の中には、財産がすべて国家に掌握されてしまうと強い懸念を抱いている人が少なくない。

国内景気の悪化、福島第一原発の事故以降の電力料金の値上げや放射能による健康被害への懸念など、日本は生活面から住み難くなっているため、海外移住を検討する富裕層が増加していく。

## 海外情報 企業のリスク管理事情



[出典]Journal of Accountancy 2012年11月号

ノースカロライナ州立大学の研究によりますと、企業経営におけるリスクマネジメントのプロセスが整備されている組織はたった23.4%でした。

企業経営におけるリスクマネジメントとは、戦略目的達成を阻害するリスクを認識し、それへの対応（回避や低減など）を検討することです。プロセスの例は、市場・得意先の喪失や競合他社の革新を想定し、有効な対策等を協議するリスク管理委員会の設置や、もしくは取締役会での定期的討議です。最悪を想定すれば道を開けるとも言います。あなたは最悪の到来を十分に防いでいますか。 公認会計士試験合格者 宇野 由利恵



中野公認会計士事務所  
NAKANO C.P.A. OFFICE

発行所 中野公認会計士事務所

〒602-0054 京都市上京区今出川通小川西入  
TEL.075-431-4361(代) FAX.075-431-4365  
<http://www.nakano-cpa.com/>

発行人 中野 雄介

表紙写真  
下鴨神社 紲の森